

検査の手続きを確認したい。

検査の評定について相談したい。

検査の研修に参加し、スキルアップを図りたい。

工種の検査のポイントを知りたい。

1. 背景

① 公共工事の品質確保

・ ダumping受注、建設就労の担い手不足、技術の継承が困難、発注者のマンパワー不足などにより、将来にわたる公共工事の品質確保に関する懸念が高まり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)が施行されました。(H17.4.1 施行、最終改正 R元.6.14)

② 工事の監督・検査の充実・強化、適正な成績評定

・ 公共工事は現地単品生産であり、目的物が長期にわたり供用されるよう出来形・品質の他、施工状況の確認も含めた**適切な工事検査**が求められています。

・ 公共工事の品質確保を図る上で、模範となる優秀な工事施工者の受注機会の拡大に繋げるため、**成績評定を適正に行う必要があります。**
また、担い手（施工者・監督員の若手技術者）の指導育成・確保に資する検査・評定を行っていくことも重要です。 工事検査

会計法：
給付の検査

- 1) 契約書等の履行状況、工程・安全管理、工事施工状況、施工体制等
- 2) 出来形の検査
- 3) 品質の検査

品税法：技術検査・評価

- 工事成績評定
→ 施工者が将来受注する工事の品質向上を期待
- 1) 工事施工状況
 - 2) 工程管理
 - 3) 安全管理
 - 4) 施工体制
 - 5) 出来ばえ

③ 市町村工事検査に関する支援

・ 工事検査専門部署がない市町村もあり、県は、広域自治体として積極的に市町村支援を行い、公共工事の品質確保に繋がっていきます。

2. 支援メニュー

① 市町村工事検査に関する相談窓口の設置

・ 工事検査に関する相談を受付けています。
・ 土木、農村整備、森林土木、建築、電気・機械設備の各専門の職員がいますので お気軽にお問い合わせ下さい。

② 出前講座の開設

・ 工事検査における書類の確認や現場検査に関する留意事項等が主な講義内容になります。

③ 委託検査の実施

・ 「市町村から検査を委託された建設工事等の検査要領」に基づき、市町村の代わりに県が検査を実施します。
・ 大規模工事や建築工事等の専門知識を要する工事検査において、ご利用ください。

④ 検査員研修の実施

- (1) 工事検査臨場研修の実施（主催：公益財団法人 山形県建設技術センター）
- (2) 検査員研修の実施（年2回）（共催：県土整備部 建設企画課）
・ 工事検査について、工事検査課職員が講師として講義を行いますので受講ください。

問合せ先

電話 : 023-630-3230 (直通)

FAX : 023-630-2537

電子メール : ykoji@pref.yamagata.jp (工事検査課代表メール)